

特別支援教育の推進について

特別支援教育

- 障害種別・程度に応じた教育から個の教育的ニーズに応じた教育。
- 対象の拡大（通常の学級に在籍するLD・ADHD等も支援の対象に）。
- 特別な場で行われるのではなく、幼稚園・小・中・高等学校、中等教育学校において、全体的・総合的な対応へ。
- 就学前から就労に至るまでの一貫した支援体制を構築する。

<制度>

- 盲・聾・養護学校・・・「盲・聾・養護学校」→「特別支援学校」へ
特別支援教育に関する地域のセンター的役割。
- 養護学級・・・「特殊学級」→「特別支援学級」へ
交流および共同学習の推進。
- 通級指導・・・LD・ADHDが指導の対象になる。
通常の学級・・・在籍するLD・ADHD等を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育について、養護学級・通級指導教室等と連携し、通常の学級においても取り組むことを規定。
- 校内支援体制の整備・・・校内委員会の設置・特別支援教育コーディネーターの指名
- 「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」の作成
(文科省通知「特別支援教育の推進について」H19.4)

課題

- ◇ 人材養成
校内支援体制作りの中核となる人材の育成
- ◇ 相談・支援体制の確立
<校内支援体制> 全校的な支援
・校内委員会の設置・校務分掌への位置づけ
・特別支援教育コーディネーターの指名
<学校支援体制>
・専門家チームの設置および巡回相談の実施
・府立盲・聾・養護学校からの支援
- ◇ 教員・保護者の理解啓発
特別支援教育、なかでも発達障害に対する理解を深める
- ◇ 就学指導の見直し
・就学後の継続した相談機能の充実
・保護者からの意見聴取の義務付け

国の取り組み

- 特別支援教育体制推進事業（H17～19年度）
- 特別支援教育コーディネーター指導者養成研修（H15年度～）
- 「小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」作成（H15年度）
- 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中教審答申）」（H17.12月）
- 「学校教育法の一部を改正する法律」（H18年6月公布、H19.4.1施行）
- 小・中学校におけるLD・ADHDの生徒に対する指導充実のための教員配置（H18年度～） 通級指導教室の増設
- 特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係る地方財政措置（H19年度～）
- 発達障害早期総合支援モデル事業<新規事業>（H19年度～）
- 高等学校における発達障害支援モデル事業<新規事業>（H19年度～）

府の取り組み

人材養成・育成

- 盲・聾・養護学校地域支援リーディングスタッフの養成（H15年度～）
- 小・中特別支援教育リーディングスタッフの養成（H16・17年度）
- 高等学校における特別支援教育推進の核となる教員の養成（H17年度～）
- 高等学校における発達障害のある生徒への支援研究事業<新規事業>（H19～）

相談・支援体制

- 特別支援教育体制推進事業（国の委嘱事業）
H17：17市町→H18：22市町→H19：24市町で実施
- 障害教育地域支援整備事業（H18年度～）
➤ リーディングスタッフの活用・・・週8H非常勤講師配置
- 特別支援教育連携協議会の設置（H18年度 発足）
- 小中養護学級指導体制充実事業（H18年度～）
➤ 指導の困難性の高い養護学級に週30時間非常勤講師を配置。
- 市町村医療的ケア体制整備推進事業（H18年度～）
➤ 看護師を配置している市町村に対しその経費の一部を補助。
- 通級指導教室の増設 80教室→91教室（H19年度）
- 発達障害早期総合支援モデル事業（H19年度～）府内9市町で実施

理解・啓発

＝リーフレットの作成＝

- 気づきからスタートしよう ～理解と支援について～（H15年度）
- 気づきから支援へ ～学校で取り組む総合的な体制作り～（H16年度）
- 高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の理解と支援のために（H17年度）